

平成25年3月6日

議会運営委員会

委員長 浅田 均 様

議会改革検討協議会

座長 今井 豊

議会機能の充実強化に向けた協議結果について（報告）

当協議会では、議会機能のより一層の充実強化に向けて協議・検討を行っておりますが、2月19日開会の第10回会議において、下記項目について具体化の方向性等を取りまとめましたので、別紙のとおり報告いたします。

つきましては、貴委員会理事会において協議いただき、具体化を図られるようお願いいたします。

記

○ 議員提出による政策条例のフォローアップ

- ➡ 議員提案により制定された政策条例の運用状況について、政務調査委員会において調査を実施するなど、府議会全体の行政執行に対するチェック機能の充実に向けた仕組みを構築

以上

議員提出による政策条例のフォローアップについて

議会の「監視機能の充実」に向けた取組みの中で、当協議会において短期的課題と位置付けた「行政執行に対するチェック機能の充実」に関して、委員から提案があった「議員提案による政策条例フォローアップ」について制度設計イメージ等を協議した。

この結果、議員提案により制定された政策条例に基づく施策・事業の進捗状況等の条例運用状況について、提案者たる議員（議会）自らが、制定の趣旨、経緯等を踏まえチェックを行うべく、以下の仕組みを構築する方向で合意に至った。

なお、本件を協議する中で、委員から『具体化に向けては政務調査委員会の意見聴取が必要』、『政務調査委員会において調査が実施される中で、少数会派も意見が言えるよう十分配慮してほしい』との意見・要望が示されている。

については、こうした所要の対応も含めて協議いただき、具体化を図られたい。

予算への反映に可能なスケジュールで、議会全体としてのチェック機能が発揮できることを前提に、議員提出による政策条例の協議調整の場である「政務調査委員会」において機動的に調査を実施することとして、以下のとおり制度設計イメージを整理

- ①議員提案で成立した政策条例のうち、どの条例を対象とするか、政務調査委員会における協議により決定
- ②対象となった条例の運用状況（知事等が実施する施策・事業の進捗状況等）を調査することを基本とし、その他の調査項目については、政務調査委員会で協議の上、所管部局からヒアリングにより把握
- ③ヒアリング結果は事務局がとりまとめ、各会派内において情報を共有
- ④議員（会派）は、ヒアリング結果を本会議、委員会等での質疑質問に活用し、府議会全体としてチェック機能を発揮
- ⑤条例改正等が必要と判断される場合は、政務調査委員会で改めて協議

《参考》議員提出による政策条例（議会基本条例施行以降）

- H21.5 商業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例
- H22.5 中小企業振興基本条例
- H22.9 子どもを虐待から守る条例
- H23.2 がん対策推進条例
- H23.5 監査委員条例の一部を改正する条例
- H23.5 国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例

➡議会事務局は、政務調査委員会の運営を通じて会派・議員をサポート

